

佐野市リサイクルプラザ 利用の手引き（利用者用）

市民のごみの減量や資源の有効利用に関する情報の発信・体験の場として、市民団体等は施設を利用することが出来ます。

設置目的

「廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報及び体験の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに、資源循環型社会の形成に資するため、佐野市リサイクルプラザを設置する。」

佐野市リサイクルプラザ条例 第1条より

住所及び電話番号

住所：佐野市町谷町 206 番地 13 電話：0283-23-8153

開館日時

「日曜日」「月曜日を除く祝日」「12月29日～1月3日」以外の日の9時～17時

利用料金

無料

利用可能施設

①研修室（約220㎡）

※机43台、椅子100脚、音響・プロジェクター利用可

②会議室（約80㎡）

※机10台、椅子24脚、間仕切りを外せば③とつなげて利用出来ます。

③環境学習室（約80㎡）

※机10台、椅子24脚、間仕切りを外せば②とつなげて利用出来ます。

④体験実習室（体験工房A・体験工房B）

※体験工房Aは調理が可能、体験工房Bは石けんづくり等が可能です。

利用までのタイムスケジュール例

時期	手続き等
利用しようとする日の 1月前まで	・利用者・利用団体内で講習会等を計画 ・計画が固まりしだい、環境政策課へ施設の利用に関して事前に相談及び空き状況の確認（仮予約）
利用しようとする日の 1月前～1週間前	・環境政策課へ施設の利用に関して相談及び空き状況の確認 ・リサイクルプラザ利用許可申請書の提出 （必要に応じて、名簿や内容が分かる資料等を添付。） ・リサイクルプラザ利用許可書の受取り （概ね申請から1週間後）
利用日当日（利用前）	・施設及び付属設備の原状の確認
利用日当日（利用後）	・原状回復 ・環境政策課へ実際の利用人数の報告 ・利用者立会いの下職員による点検

利用許可チェック欄

廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する講座、研修会等であるか

⇒ イベントの実施要領やチラシ等を提出してもらい内容を確認します。

佐野市民による利用であるか（参加者の中に佐野市民が含まれているか）

⇒ 参加者の名簿を提出、または、募集方法や対象者を確認します。

以下の項目にあてはまらないか

⇒ ① プラザの設置目的に反する

② 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある

③ 施設や付属設備を損傷し、又は滅失するおそれがある

④ プラザの管理上支障がある

その他注意事項等

- ・ 動物類は入館はできません。（身体障害者補助犬等を除く）
- ・ 施設を連続して使用できる期間は、3日を超えない範囲です。
- ・ 物品販売等営利を目的とする行為は行えません。
- ・ 指定場所以外で喫煙または火気の使用はできません。
- ・ （館内での飲食は原則として体験工房Aを利用してください。必要に応じてそれ以外の場所でも飲食可）
- ・ 駐車場に関しては、想定される車両台数が10台を超える場合は事前にご相談ください。
- ・ 当日の駐車場の誘導は、利用者で行ってください。
- ・ 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用することや、利用する権利を他人に譲渡・転貸することはできません。
- ・ 利用者は、施設等に特別の設備をしたり、変更を加えてはなりません。
- ・ 利用者は、故意又は過失により施設や付属設備を損傷等した場合、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。
- ・ 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けた場合や、利用の許可条件・関係職員の指示に従わない場合は、利用許可の条件の変更や利用の停止等の処置をとらせていただきます。